

○総務省
法務省
経済産業省
省令第一号

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）の施行に伴い、及び電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）を実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月二十七日

総務大臣 武田 良太

法務大臣 上川 陽子

経済産業大臣 梶山 弘志

電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令の一部を改正する省令

電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令（平成十三年法律第百一号）の一部を次のように改正する。
総務省
法務省
経済産業省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(申請等の方法) 第十七条 令又はこの省令の規定による主務大臣に対する申請書等の提出は、内閣総理大臣又は法務大臣のいずれかに、正本一通及び副本一通を提出することにより行うことができる。	(申請等の方法) 第十七条 令又はこの省令の規定による主務大臣に対する申請書等の提出は、総務大臣、法務大臣又は経済産業大臣のいずれかに、正本一通及び副本二通を提出することにより行うことができる。

附 則

この省令は、令和三年九月一日から施行する。